

競争参加資格審査の統一事項

平成 27 年 4 月 1 日
土木総務課建設産業対策室

競争参加資格審査の方法は以下のとおりとする。

1. 審査方法（平成 27 年 1 月 1 日以降入札公告から実施）

提出のあった資料のみで審査を行い、資料の追加提出や修正は認めない。

2. 競争参加資格申請の留意点

競争参加資格申請に当たっては、各個別の入札公告内容をよく確認のうえ、入札公告で求める資料を確実に提出すること。また、判断に迷う場合には、申請前に発注担当部局へ質問を行うこと。

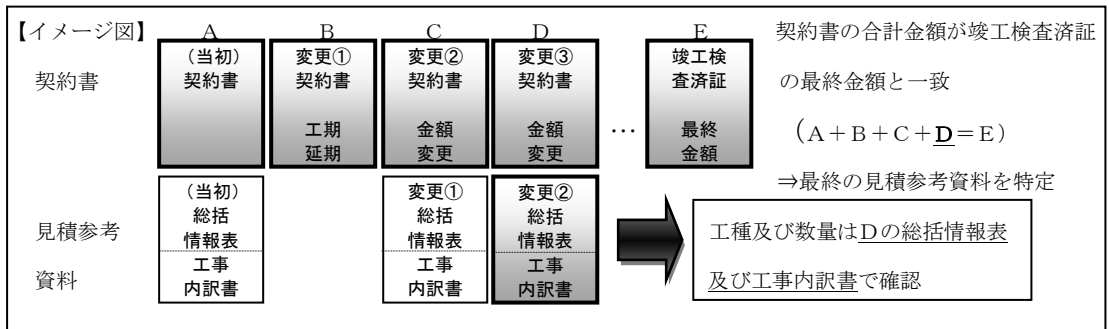
以下、競争参加資格参加資格無し（無効）となる具体例を示す。

共通事項	<p>①競争参加資格を確認するために<u>必要な資料</u>（工事实績確認資料、配置技術者届、業態調書、またその添付資料）が<u>添付されていない場合</u>、又は<u>求める内容を充足しない場合</u>（工事实績で求める金額・数量に満たないもの、配置技術者が求める資格要件を満たさない場合）⇒<u>必要な資料を確実に添付（複数の資料の組み合わせも可能）</u></p> <p>②競争参加資格を確認するために必要な資料が、<u>文字が小さい、潰れている等で判読できない場合</u>（詳細は「総合評価方式（建設工事）技術審査の統一事項」参照） ⇒<u>電子調達システムで送付前にスキャンデータを再確認</u></p> <p>③競争参加資格を確認するために必要な資料が、Word（ワード）、Excel（エクセル）等の書き換え可能な電子ファイルで提出された場合 ⇒<u>競争参加資格確認資料は書き換えのできない PDF ファイルで提出</u></p> <p>④有資格者名簿に登載されているが、当該<u>発注工事種別を希望していない場合</u> 【電気工事の場合】工事種別が「維持修繕工事」、「電気工事」に分かれており、希望していない種類には応札できない。 ⇒ホームページ掲載有資格者名簿で希望内容を再確認。名簿の追加申請も可能。</p>
企業の工事实績	<p>提出された資料から最終的な工事实績（金額・工種・数量等）が確認できない場合 【例1】「最終請負金額500万円以上の電気工事の施工実績」が条件のケース（資料として不十分と判断されるもの） コリンズの受注時（変更時）カルテのみ、島根県の契約書+変更契約書のみ、島根県の成績評定通知書のみ等 ⇒<u>最終金額・工種がわかる書類の添付が必要</u> (例) ①コリンズの<u>竣工登録工事カルテ受領書</u>、②入札公告等（工種が確認できるもの） +<u>竣工検査済証</u>、③島根県の<u>成績評定通知+項目別評定点表</u></p>

【例2】「最終数量500㎡以上の吹き付け法砕工の施工実績」が条件のケース
(資料として不十分と判断されるもの)

コリンズの受注時(変更時)カルテのみ、第〇回変更設計書のみ、図面のみ等
⇒最終実績・数量がわかる書類の添付が必要

(例) ①コリンズの登録内容確認書、②発注者の実績証明、③当初・変更を含む全ての契約書(写) + 竣工検査済証 + 最終の総括情報表及び工事内訳書(以下を参照)



※上記はあくまでも添付例で、各入札公告で定める発注条件によって必要書類は異なります。

※一部の建築工事では確認書類として契約書も可とする場合があります。

※最終実績が確認できるコリンズ登録書類は以下のとおり(いずれも竣工登録済みのものであること)

【竣工登録工事カルテ受領書】

竣工登録工事カルテ受領書

発注者: 株式会社 〇〇建設

受領者: 株式会社 〇〇建設

工事名称: 〇〇ビル新築工事

工事所在地: 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番

工事内容: 〇〇階建てビル新築

工事種別: 建築工事

工事形式: 一般競争入札

発注者代表: 〇〇 〇〇

受領者代表: 〇〇 〇〇

【工事カルテ】

工事カルテ

発注者: 株式会社 〇〇建設

受領者: 株式会社 〇〇建設

工事名称: 〇〇ビル新築工事

工事所在地: 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番

工事内容: 〇〇階建てビル新築

工事種別: 建築工事

工事形式: 一般競争入札

発注者代表: 〇〇 〇〇

受領者代表: 〇〇 〇〇

【登録内容確認書】

登録内容確認書

発注者: 株式会社 〇〇建設

受領者: 株式会社 〇〇建設

工事名称: 〇〇ビル新築工事

工事所在地: 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番

工事内容: 〇〇階建てビル新築

工事種別: 建築工事

工事形式: 一般競争入札

発注者代表: 〇〇 〇〇

受領者代表: 〇〇 〇〇

コリンズ登録工事を実績に使用する際には、上記のいずれかの書類を添付すること。

配置技術者	<p>①提出された<u>証明書類等の有効期限が切れている場合</u> (例) 監理技術者資格者証の有効期限が切れている場合 ⇒有効期限を確認の上資料を添付する。</p> <p>②提出された<u>実務経験証明書の期間が足りない場合</u> ⇒実務経験は十分に余裕を持って記載する。</p> <p>③複数の技術者を申請する場合で、「配置技術者届」の優先順位欄が未記入の場合 ⇒複数の配置技術者を申請する場合は、必ず優先順位を記載する。</p>
資本関係等	<p>①資本関係にある別会社・役員等があるにもかかわらず、該当無しとされた業態調書を提出した場合 ⇒<u>親子会社、親会社を同じくする子会社、役員の兼務を漏れなく記載する。</u></p> <p>②商号又は住所の記載が漏れている場合 ⇒<u>商号及び住所は該当の有無に関わらず必ず記載する。</u></p>

3. 競争参加資格の確認方法として以下のとおり統一

①工事实績確認における工事成績評定通知の確認

工事实績確認資料を添付する際、「平成12年4月1日以降に完了した島根県発注工事である場合には、成績評定通知書を添付すること」となっており、添付が無い場合、当該工事が工事成績評定の対象外工事か、通知書の添付漏れか確認する必要がある。

成績評定通知書の添付がない場合は、当該工事を発注した県内部の機関に評定対象工事であるかどうか確認を行った上で判断する。(添付漏れの場合参加資格無しとする。)

②配置技術者の実務経験確認資料として監理技術者資格者証のみ添付されていた場合

監理技術者資格者証で主任技術者となりうる実務経験があること及び対象工種が確認可能である場合、実務経験証明書の提出は不要とする。

【例】土木一式の実務経験を有する場合 → 「実経(土)」と監理技術者資格者証に記載有り

③業態調書に商号や住所以外の記載が何も無い場合

該当無しと見なす。

お問い合わせ先：建設産業対策室

電話：0852-22-5388